

職員等の懲戒等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、ふくい水産振興センターの役員及び職員の懲戒、降任及び解雇に関し、必要な事項を定める。

（役員会への諮問）

第2条 センター長は、懲戒することを適当と認める者（以下「懲戒対象者」という。）があるときは、役員会を開催する。

（事案の審議）

第3条 役員会は、センター長から諮問された事案について調査審議し、意見を付して速やかにセンター長に報告しなければならない。

2 役員会は、事案を審議するときは、委員会に懲戒対象者の出席を求め、直接、懲戒対象者から事実関係を釈明させなければならない。ただし、懲戒対象者がこれを拒否した場合は、この限りでない。

（懲戒処分の決定）

第4条 センター長は、前条第1項の審議結果を参酌し、懲戒処分の決定を行い、懲戒処分書及び処分説明書をもって懲戒対象者に通知するものとする。

附則

1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。